

動画コンテンツ利用規約

この利用規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社日本能率協会マネジメントセンター（以下、「当社」という。）が利用者（以下、「利用者」という。）に提供する、第3条1項1号にて特定される動画コンテンツ（以下、「本コンテンツ」という。）の利用許諾に関する契約条件を定めるものである。

第1条（利用契約の成立）

本コンテンツの利用を希望するものは、当社が指定した方法により本規約に同意の上で、本コンテンツの利用の申込みを行うものとし、当社が本コンテンツの取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社が承諾の意思表示を行い、これが利用者に到達した時点で、利用者と当社の間本規約にもとづく利用契約が成立するものとする。

第2条（本規約の範囲及び変更）

1. 本規約は、利用者すべてに適用される。
2. 当社が別途、本コンテンツに関する付則または追加規定を規定した場合は、当該規定は本規約の一部を構成するものとする。本規約と本コンテンツに関する付則または追加規定が異なる場合には、本コンテンツに関する付則または追加規定が優先するものとする。
3. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約・本コンテンツに関する付則・追加規定を変更することがある。
4. 当社から利用者への変更または追加の通知は、当社が適当と認める方法により行われるものとする。
5. 当社は前項の方法により利用者に通知を行った場合、通知の完了後10日以内に別段の利用者からの異議申し立てがない限り、通知の完了をもって利用者が同通知の内容に同意したものとみなす。

第3条（利用許諾）

- 1 利用者に対する本コンテンツについての許諾内容は、以下各号のとおりとする。
 - (1) コンテンツ名：「Z世代の特徴と伸ばし方」
 - (2) 許諾期間：本コンテンツの著作権が存続する限り
 - (3) 許諾地域：日本国内
 - (4) 利用態様：利用者及び利用者が購入時に書面または電磁的方法により申告し、当社がこれを承諾した関連会社（会社計算規則第2条3項21号の関連会社を指す。ただし、利用者が同一のプラットフォーム上で教育を実施している法人に限る。）の役員又は従業員（以下、「従業員等」という）による視聴を認めるも

のとする。

なお、利用者は、許諾期間が終了した場合、保有する一切の本コンテンツのデータ（複製したものを含む。）について直ちに破棄し、当社に報告するものとする。

(5) 許諾用途：本コンテンツの視聴は「利用者の従業員等の人材育成・指導のため」の範囲に限るものとする。

(6) 使用許諾料：「Z世代の特徴と伸ばし方 動画教材購入申込書」に記載通りとする。（税別、以下「本許諾料」という。）

2 当社は、利用者に対し、上記の内容での利用を非独占的に許諾する。なお、利用者と従業員等は本コンテンツについて第三者に対して再許諾をすることはできないものとする。

第4条（納入方法）

当社は、当社と利用者間で合意した納品日から翌月末までに限り、本コンテンツのデータを、「Dropbox」または、利用者と当社が別途合意した同種のストレージサービスにアップロードする方法で納入するものとする。なお、本コンテンツのデータ形式はmp4形式とする。

第5条（検収）

- 1 利用者は、本コンテンツの納入後、5営業日以内に検収を行い、当該検収の合格をもって、本コンテンツの納入が完了したものとする。
- 2 前項に基づく検収の結果、利用者が本コンテンツの種類、品質又は数量に関して本契約に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）を発見した場合、利用者は、当社に対し、速やかに、その契約不適合の具体的内容を通知するものとする。当社は、利用者の指摘する契約不適合の存在を確認した場合、当社自身の選択する方法により、本コンテンツの再納入を行うものとし、再納入後の本コンテンツの検収については前項に従うものとする。
- 3 利用者が、第1項の期間内に当社に対して契約不適合の存在を通知しない場合、または、通知したが具体的内容の指摘を欠く場合は、検収に合格したものとみなす。

第6条（支払方法）

利用者は、本許諾料について、前条に基づく検収合格後、当社が、請求額に係る消費税額を別に加算の上、利用者に請求書を交付し、利用者は当該請求書にて指定された期日及び振込先銀行口座に従い支払うものとする。

なお、振込みに係る費用は利用者が負担する。

第7条（契約不適合責任）

- 1 第5条の検取合格後に、当社の責めに帰すべき事由による契約不適合があることが判明した場合、利用者は、当社に対し、検取合格時点から6か月以内に限り、本コンテンツの再納入または本許諾料の減額を請求することができる。
- 2 利用者は、当社に対し、前項に定めるものを除き、本コンテンツに関する契約不適合責任に基づく請求を行うことはできない。

第8条（本コンテンツの著作権）

- 1 本コンテンツの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は当社に帰属する。
- 2 利用者は、第3条1項4号及び5号に定める態様での利用に必要な範囲においてのみ、本コンテンツを複製することができるものとする。

第9条（不可抗力）

利用者および当社は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、疫病、パンデミック、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分・要請・指示その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞、または履行不能について、いずれもその責任を負わない。

第10条（秘密保持）

利用者および当社は、本契約の内容および本契約の履行の過程において知りえた相手方の営業秘密として管理されている情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供もしくは漏洩し、または本契約に定める目的以外に利用してはならない。

第11条（譲渡禁止）

利用者および当社は、本契約及び本契約上の権利を、相手方の書面による同意なくして第三者に譲渡し、また、これに他の権利を設定してはならない。

第12条（本コンテンツの内容変更）

当社は、利用者と従業員等への事前の通知なくして、本コンテンツの一部内容・名称を変更することがある。

第13条（非保証）

- 1 当社は、本コンテンツを利用者に対し「現状」で提供するものであり、当社は、

その完全性、正確性、権利性（第三者権利非侵害を含む。）、確実性及び有用性等につき全ての明示又は黙示を保証しない。

2 当社は、利用者に対し、本コンテンツを再生するにあたり、中断若しくはエラーがないことをいずれも保証しない。

第14条（損害賠償および契約の解除）

- 1 利用者および当社のいずれかが故意または過失、その他責任の負うべき事態により相手方に損害を与えた場合、あるいは本契約の各条項に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。また、次の各号のいずれか一つに該当したときは、相手方に催告の上、本契約を解除することが出来る。
 - (1) 本契約の各条項について重大な違反があるとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら整理、民事再生、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てたとき。
 - (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形、または小切手につき不渡りとなる等、支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき。
 - (5) 事業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき。
 - (6) 反社会的勢力であることまたは反社会的勢力と密接な関係を有することが判明した場合
 - (7) その他資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2 当社が、前項に基づき利用者に支払う損害賠償の金額は、当社が現実に受領した本許諾料を上限とする。
- 3 前項までにかかわらず、利用者（従業員等を含む。）が、本コンテンツについて利用許諾の範囲を超えて利用し、またはその複製、翻案、頒布その他一切の著作権侵害を行った場合、利用者は、当社に対して違約金として本許諾料相当額を支払うものとし、当社が被った損害（対応に要した弁護士費用その他専門家費用を含む。）が、かかる違約金の額を超過する場合、違約金に加えてその超過額についても当社に支払うものとする。
- 4 利用者は、理由の如何を問わず本契約が解除された場合、保有する一切の本コンテンツのデータ（複製したものを含む。）について直ちに破棄し、当社に報告するものとする。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者及び当社（以下、「当事者」という。）は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
 - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 当事者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項（1）ないし（3）の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項（4）の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項（5）の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第16条（管轄裁判所）

本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本文以上)

改定 2024年3月15日

制定 2023年3月30日

当社 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー9階
株式会社日本能率協会マネジメントセンター